

平成24年度税制改正（地方税）要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	5	府省庁名	農林水産省
対象税目	個人住民税 法人住民税 住民税（利子割） 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ 税）		
要望項目名	木材取引市場、製材等の加工業者又は木材の販売業者の事業用木材保管施設に係る資産割の特例措置の拡充		
要望内容 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 木材の保管用に用いる施設でその構造が簡易なものについては、当該施設に係る床面積から4分の3に相当する面積を控除して課税標準を算定する。 ・特例措置の内容 木材保管施設については、扉を有する等の木材保管施設も多く見られる実態にあることから、適用施設の拡充を要望する。 		
〔関係条文〕	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 地法701の41①、地令56の57③、地規24の14② </div>		
減収見込額	(初年度) ▲331 (▲204) (平年度) ▲331 (▲204) (単位:百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的 広大な床面積を有することが不可欠で面積あたりの収益率が低い施設について、その負担の軽減と零細負担の排除。</p> <p>(2) 施策の必要性 本特例措置の対象者は、製材業、合板製造業、床板製造業、パーティクルボード製造業、木材防腐処理業、木材販売業であり、いずれも重厚長大な原木や木材製品を原料や商品として大量に取り扱う業種であることから、それらの保管場所として広大な施設を必要とする。このため、単位面積あたりの収益が必然的に低くなるという特殊性があり、本特例措置が必要である。 木材保管用の施設として、前回要望した時点では、扉を有しないものが一般的であったが、近年、品質・性能の確かな製品へのニーズの高まりにより乾燥処理や接着処理を行った製品が増えておりそれらの品質を維持するため、また防犯上の理由からも、保管施設として、扉を有する等の施設が一般的に見られる。 それらについても公平性を確保するために本措置の対象とする必要がある。</p>		
本要望に 対応する 縮減案			

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。
		《中目標》 森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的かつ健全な発展
		《政策分野》 林産物の供給及び利用の確保
	政策の達成目標	林業・木材産業の経営の安定化を図り、10年後の木材需要量7,800万m ³ 、木材自給率50%を達成する。
有効性	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置
	同上の期間中の達成目標	林業・木材産業の経営の安定化を図り、10年後の木材需要量7,800万m ³ 、木材自給率50%を達成する。
相妥当性	政策目標の達成状況	平成22年に、木材需要量は7,025万m ³ 、木材自給率は26%で、目標達成にはいたっていない。なお、製材用材の需要量の8割が建築用であり、特に建築用のうち構造材の国産材需要を拡大するためには、品質・性能の確かな製品が求められており、無垢材の乾燥材や集成材の供給が不可欠となっている。平成19年において、建築用製材品出荷量に占める人口乾燥材出荷量の割合は約3割と低位であり、今後、さらなる拡大に向けて取り組む方針。
	要望の措置の適用見込み	平成24年 139件(331百万円) 平成25年 139件(331百万円) 平成26年 139件(331百万円)
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	木材保管用の施設として、近年、品質・性能の確かな製品へのニーズの高まりにより乾燥処理や接着処理を行った製品が増えており、それらの品質を維持するための保管施設として、また防犯上の理由からも扉を有する等の施設が一般的に見られる。それらについても、単位面積あたりの収益が必然的に低くなるという特殊性があることから、公平性を確保するために本措置の対象とすることが必要である。 本措置が適用されることにより、乾燥材等製品の保管が適切になされ木材製品の安定供給が可能になることで、10年後の木材需要量7,800万m ³ 、木材自給率50%に寄与する。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
	要望の措置の妥当性	品質・性能の確かな乾燥材等製品を安定的に供給していくためには、それらを適切に保管する構造の倉庫の保有が欠かせないが、それらに係る事業所税の公平性を保つための手段として、他の施策によるよりも、本措置が最も効率的・有効的である。

税負担軽減措置等の適用実績	平成20年度 87件（208百万円） 平成21年度 86件（205百万円） 平成22年度 86件（204百万円）
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	本措置が適用されることにより、乾燥材等製品の保管が適切になされ安定供給が可能になることで、10年後の木材需要量7,800万m ³ 、木材自給率50%に寄与する。
前回要望時の達成目標	
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	
これまでの要望経緯	昭和50年 創設 特例措置の対象に木材の保管施設を規定